



埼玉県報

第105号
令和2年(2020年)
5月12日
火曜日

目次

告示

- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 桶川市下日出谷東特定土地地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道花園本庄線の区域の変更（本庄県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内

四 作業期間

令和二年四月十七日から令和二年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第四百九十号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更の内容

第三条中「（桶川市大字下日出谷）字東耕地」を追加する。

第十条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「禁固」を「禁錮」に変更する。

第三十七条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「禁固」を「禁錮」に変更する。

第五十七条中「所有者総代又は借地権者総代の数がそれぞれ組合員十人について一人の割合に達しなくなった」を「欠員の数が所有権総代にあっては、七人、借地権者総代にあっては、一人を超える」に変更する。

第七十八条第二項中「年六分」を「法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における法手利率」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和二年五月十二日

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町目白台二丁目十五番地二十九

黒川 功太

二 取消年月日

令和二年五月七日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年五月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 花園本庄線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
本庄市栗崎字古川端一一四九番一 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで	本庄市西五十子字村東八一五番二 地先から同市北堀字前田一九二七 番二地先まで		区 間
一五・〇〇〇 一〇三・〇四	七・九〇〇 三六・九〇		敷地の幅員 (メートル)
一二〇七・九〇	三四三九・一〇		延長 (メートル)
新 A の一部は本庄市に引き継ぐ 予定			備 考